

社会福祉法人万葉閣 役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人万葉閣の役員の報酬を定めることを目的とする。

(報酬の支払)

第2条 この規程に基づく報酬は、現金または金融機関振込で支払わなければならない。

2 法令に定められているものは、支払いのときに控除する。

3 報酬の支払いに際しては、支払内訳を表示する。

4 報酬は、計算期間を毎月1日からその月の末日までの分を毎月の25日(休日に当たるときはその前日)に支払うものとする。

第2章 報酬

(報酬)

第3条 報酬は、社会福祉法人万葉閣の社会福祉事業の公明かつ適正な運営と責任に対する報酬である。

2 ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(報酬額)

第4条 第3条を勘案して適切な報酬額とする。

2 報酬額は、別表のとおりとする。

3 評議員の報酬は、「社会福祉法人万葉閣定款」(以下「定款」という)第8条の規程にもとづき支給する。

4 理事及び監事の報酬は、定款第21条の規程の規程にもとづき支給する。

附則

1. この規程は、平成14年 1月 1日から施行する。

2. この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

3. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

4. この規程は、令和 3年 6月30日から施行する。

5. この規程は、令和 4年 6月30日から施行する。

(別表)

区分	報酬額	備考
理事長	無報酬	理事・評議員・監事は、役員会等に出席した時に支給することが出来る。
常務理事	無報酬	
理事・評議員・監事	5,000円(日額)	

参考

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会出席1日当たり5,000円を超えない範囲で、議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。